

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	自立支援給付(介護給付費等)及び地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付(介護給付費等)及び地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①次に掲げる自立支援給付の支給申請受理, 支給決定, 変更申請受理, 変更決定 ・介護給付費, 特例介護給付費, 地域相談支援給付費, 特例地域相談支援給付費, 計画相談支援給付費, 補装具費, 高額障害福祉サービス等給付費 ②自立支援医療費の申請受理, 支給認定, 認定の変更, 認定の取消し, 審査及び支払, 医療受給者証の交付・再交付・返還請求 ③地域生活支援事業に関する事務
③システムの名称	保健福祉総合システム, 統合宛名システム, 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障がい福祉サービス等受給者ファイル (2)更生医療受給者ファイル (3)地域生活支援事業受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一の84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(自立支援給付における情報連携の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (地域生活支援事業における情報連携の根拠) ・番号法第19条第8号 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年福岡市条例第71号)第4条, 別表の10
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局障がい者部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL:092-711-4129 FAX:092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局 障がい者部 障がい福祉課 TEL:092-711-4249 FAX:092-711-4818

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109, 110	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 109, 116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109, 110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条, 第55条の2 (地域生活支援事業における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年福岡市条例第71号)第4条, 別表の10の項	事後	法令の改正に伴い必要となる記載内容の変更であり, 重要な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹森 活郎	吉田 命	事後	人事異動に伴うものであるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり, 重大な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり, 重大な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一第84項	番号法第9条1項 別表第一の84	事後	軽微な記載内容の訂正であり, 重要な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 109, 116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109, 110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条, 第55条の2 (地域生活支援事業における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年福岡市条例第71号)第4条, 別表の10の項	(自立支援給付における情報連携の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (地域生活支援事業における情報連携の根拠) ・番号法第19条第8号 ・福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年福岡市条例第71号)第4条, 別表の10	事後	軽微な記載内容の訂正であり, 重要な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①保健福祉局障がい者在宅支援課 ②吉田 命	①保健福祉局障がい者部障がい福祉課 ②障がい福祉課長	事後	人事異動に伴うものであるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局 障がい者部 障がい者在宅支援課 TEL:092-711-4248 FAX:092-711-4818	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局 障がい者部 障がい福祉課 TEL:092-711-4249 FAX:092-711-4818	事後	組織変更に伴うものであるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成29年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり, 重大な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成29年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり, 重大な変更には当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	重要な変更には当たらない (基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため)